

| | |
|-----|---|
| 特報1 | 消防防災分野におけるタイ王国への協力支援…………… 4 |
| 特報2 | 救急搬送業務における民間活用に関する検討会 …… 7 |
| 特報3 | 産・学・官の三者連携事業として防災拠点の耐震化促進資料集を作成…………… 8 |
| 特報4 | 平成16年度の消防職員委員会の運営状況の概要…………… 10 |
| 特報5 | 地域防災力の充実に向けた消防団の取組事例…………… 12 - 消防団員経験者を活用している消防団 - |

平成17年8月号 No.413

巻頭言

一步先を見据えた消防行政の展開 ~「人・まちの『絆』でつくる 安心都市 京都」を目指して~

Report

| | |
|--------------------------------|----|
| 平成17年(1月~3月)における火災の概要(概数)…………… | 14 |
| 平成16年中の危険物に係る事故の概要…………… | 16 |

TOPICS

| | |
|---|----|
| 「水/空気2流体混合噴霧消火システムを用いた放水装備」が産学官連携功労者表彰(総務大臣賞)を受賞…………… | 18 |
| 安全功労者表彰式の開催…………… | 20 |
| 野口みずきさんに対する消防庁長官感謝状の授与…………… | 21 |

緊急消防援助隊情報

| | |
|------------------------|----|
| 緊急消防援助隊全国合同訓練を終えて…………… | 22 |
|------------------------|----|

消防通信~北から南から

| | |
|---------------------------|----|
| 鹿児島県 鹿児島市消防局「黎明 鹿児島」…………… | 24 |
|---------------------------|----|

消防通信~望楼

| | |
|-------------------------------|----|
| 草加市消防本部(埼玉県)/市川市消防局(千葉県)…………… | 25 |
| 敦賀美方消防組合消防本部(福井県)/八女消防本部(福岡県) | |

消防大学校だより

| | |
|----------------------------------|----|
| 模擬家屋を用いた火災調査実習/救助科第52期成績優秀者…………… | 26 |
|----------------------------------|----|

広報資料(9月分)

| | |
|--------------------------|----|
| 小規模雑居ビル等の防火安全対策の徹底…………… | 27 |
| 「救急の日」及び「救急医療週間」の実施…………… | 28 |
| 消防庁の放射性物質災害対策…………… | 29 |

INFORMATION

| | |
|-------------------------------|----|
| 消防防災機器の開発等及び消防防災科学論文募集要領…………… | 30 |
| 6月の主な通知…………… | 31 |
| 消防庁人事…………… | 31 |
| 広報テーマ(8・9月分)…………… | 31 |



表紙
山形県消防防災航空隊
「もがみ」

一步先を見据えた 消防行政の展開

～「人・まちの『絆』でつくる 安心都市 京都」を目指して～



京都市消防局長 森 澤 正 一

昨年は、京都府北部地域に多くの被害をもたらした台風第23号をはじめ、過去最多となる10回に及ぶ台風の日本列島上陸や、震度7を記録した新潟県中越地震などにより、全国各地で尊い生命や財産が失われました。海外では、スマトラ沖大地震・インド洋津波災害により、死者・行方不明者が30万人に及ぶ史上最悪と言われる被害をもたらしました。

また、今年、阪神・淡路大震災から10年という節目を迎えており、今一度、自然の脅威、猛威に対する防災対策の重要性を認識し、災害に対する備えをしっかりと行っていかなければならないと心を新たにしております。

こうした中、京都市では、地震被害想定の見直しやこれに基づく地域防災計画の改訂、大規模災害はもとより、SARSや鳥インフルエンザ等の新たな感染症をも含めたあらゆる緊急事態に対応する「京都市危機管理基本計画」の策定や危機管理監の設置など防災危機管理体制の整備、充実に全力で取り組んで参りました。さらに強い消防を目指し最新の消防ヘリコプターを配備すると同時に、高度な指揮機能・救助能力を合わせもつ「スーパーコマンドレスキューチーム」を創設いたしました。

また、現在、総合的で高度な機能を持った施設として、消防活動総合センターを平成20年度の完成を目指して整備しています。これは、大規模災害時には、緊急消防援助隊の集結場所とし、円滑な活動を行うための情報を集約し、作戦・指揮統制を一元化することができる緊急消防援助隊の活動拠点となり、平常時は、活動支援施設や消防学校として運用する施設であります。

さらに「水災予測システム(仮称)」の整備にも着手しており、市内全域を対象に、どの地域で、いつ頃、どの程度の浸水被害が発生するかを予測し、迅速・的確な避難勧告・指示と市民への情報提供を行うことが可能となります。

本市の昨年の火災件数は、272件、人口一人当たり1.9件と2年連続で減少しましたが、住宅用火災警報器の設置とあわせて住宅防火対策にも力を注ぎ、市民の安心・安全を確保するために万全を期して参ります。

京都市消防局では、昭和23年の発足以来「自分たちのまちは自分たちで守る」という郷土愛護の伝統を受け継ぐ市民との強固なパートナーシップの下、全国で初めて「無火災都市宣言」を行うなど多くの斬新な試みに、果敢に挑戦して参りました。これからも、京都消防に深く根付いている「市民の消防」という伝統をしっかりと受け継ぎ、「人・まちの『絆』^{きずな}でつくる 安心都市・京都」を統一スローガンに掲げ、市民との信頼関係を一層深め、消防職員と消防団員の総力を結集して、「安心・安全のまち京都」を築き上げて参る決意であります。

消防の動き



平成17年
8月号

No. 413

消防防災分野におけるタイ王国への協力支援
救急搬送業務における民間活用に関する検討会
産・学・官の三者連携事業として防災拠点の
耐震化促進資料集を作成
平成16年度の消防職員委員会の運営状況の概要 他

FDMA
住民とともに

総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency



消防防災分野におけるタイ王国への協力支援

防災課・救急救助課

昨年末のスマトラ沖大地震・インド洋津波災害において甚大な被害を受けたタイ王国から、本年4月、日本国政府に対して消防防災分野における協力要請がありました。

総務省としては、アジア地域において日本国消防が本格的国際貢献の第1歩を踏み出すためにも、消防防災の専門家を派遣するなどこの要請に応えることとしました。

このため林 省吾消防庁長官がタイ王国を訪問し、7月6日(水)にタイ王国内務省と総務省消防庁との間で消防防災分野における包括的な協力に関する共同宣言を行いました。



消防防災分野における包括的な協力に関する共同宣言の調印式
(左：林 省吾消防庁長官、右：ストーン タイ内務省防災局長)

1 スマトラ沖大地震・インド洋津波災害

平成16年12月26日午前7時58分(日本時間午前9時58分)スマトラ島沖でM9.0と推定される巨大地震が発生しました。これにより発生した大津波はインドネシアのみならず、東南アジア諸国、インド洋沿岸諸国、さらには遠

くアフリカ大陸まで到達し、未曾有の被害をもたらし、タイ王国では、死者・行方不明者が約8千3百人、被災者は約7万5千人にのぼりました。

消防庁では、この津波災害に際して、タイ王国からの要請を受け、国際消防救助隊として46名を派遣しました。

2 タイ王国からの協力要請

スマトラ沖大地震・インド洋津波災害時の国際消防救助隊の活動を契機として、本年4月、タイ王国から防災に関する幅広い知見を持つ専門家の派遣等について、日本国政府に対して協力要請がありました。これは、国際消防救助隊の専門家チームによる高度救助技術や津波防災対策等の研修・技術指導により相互理解が進んだことからタイ王国側のニーズと日本側の支援内容のマッチングが非常にスムーズにいったことによります。

そこでこのたび、林消防庁長官がタイ王国を訪問し、



タイ王国内務省防災担当政務官と会談
(左：林消防庁長官、右：コーシン政務官)

7月6日、総務省消防庁とタイ王国内務省との間で消防防災分野における包括的な協力に関する共同宣言を行いました。

また、調印式に先立ち、林消防庁長官はコーシン防災担当政務官と会談を行いました。コーシン政務官からは、昨年の津波災害時の日本国消防庁からの救援活動及びその後の資機材供与に対し深甚なる謝意が述べられ、林長官からは、日本国政府は今回の日・タイ共同宣言を契機に、一層の協力支援を行っていく旨の意向を表明しました。

消防庁では、今後この2国間の消防防災分野における協力関係がモデルとなって、アジア地域を中心として、他の被災国との間でも積極的に協力関係を築いていきたいと考えています。

3 タイ王国に対する協力の具体的な内容

共同宣言に基づき、近く消防庁職員をタイ王国内務省防災局長アドバイザーとして派遣する予定です。

そのうえで、専門家派遣を通じて、タイ王国側のニーズについてきめ細かく把握し、柔軟な協力を行っていくこととしています。

また、随時、タイ王国側からも消防防災担当職員等に日本に来ていただき、消防庁、各地方自治体、消防本部等での研修についても積極的に受け入れていきます。

共同宣言の主な内容

- 1 人的交流をはじめ、両国消防防災当局間のパートナーシップを更に促進し、以下の相互の技術・知見の共有をより一層進める。
 - (1) 消防防災分野における専門家の派遣、研修生の受け入れ
 - (2) 両省職員間の相互訪問を通じた意見交換及び情報共有の推進
 - (3) 両省間の教育機関及び研究機関の交流
- 2 平素から両国の消防防災に関する情報を共有するため、インターネット等を通じた相互連絡体制の構築を進めていく。
- 3 双方は、緊急時における相互応援体制の確立に向け、両国の実情に考慮しながら、実効性のある仕組み作りに向け取り組んでいく。



4 タイ王国内務省防災局幹部に対する講義

今回のタイ王国訪問に伴い、林消防庁長官による日本の防災体制についての講義がタイ王国内務省において行われました。

その後、参加した約100名の内務省幹部職員との間で幅広く意見交換が行われ、今後の両国の協力関係の一層の発展を予感させるものとなりました。

5 タイ王国内務省防災局職員の消防庁訪問

林消防庁長官のタイ王国訪問に先立ち、タイ王国内務省防災局のポンパオ次長、アディサック防災アカデミー所長をはじめ、64名の職員が来日し、6月8日、消防庁を訪問しました。

一行は林消防庁長官を表敬訪問し、今後の日本・タイ両国の消防防災分野における国際交流・協力方策について意見交換を行いました。

また、消防防災・危機管理センターにおいて、日本における地震情報・津波警報システムについてレクチャーを受け、高い関心が寄せられました。

タイ王国内務省防災アカデミーは、政府関係者はもと



タイ王国内務省幹部に対する講義

より一般国民に対する教育訓練機関として設立され、タイ王国における防災教育の拠点として発展が望まれています。

消防庁から派遣される専門家は、内務省防災局の強化のほか、同アカデミーの教育レベル向上のためのアドバイザーとしての役割を期待されています。

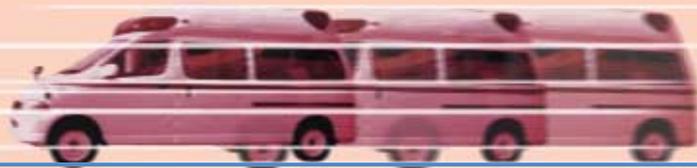
消防庁では、専門家派遣を契機としてタイ王国における災害管理能力・対応能力の強化のため、積極的な支援を展開するとともに、両国間の交流をさらに深めていきたいと考えています。



消防防災・危機管理センターにおいて研修を実施



林消防庁長官を表敬訪問



救急搬送業務における民間活用に関する検討会

救急救助課

1 救急需要対策の必要性

平成15年中の救急出場件数は約483万件に達し、平成6年中と比較し、約58%増加しています。また、平成15年中の救急自動車の現場到着所要時間の平均は約6.3分で、平成6年中と比較し、約0.5分(30秒)の延長となっています。

消防庁は、プレホスピタル・ケア(救急現場及び搬送途上における応急処置)の充実を図るため、救急救命士制度の導入や救急隊員の行う応急処置範囲の拡大、さらには、救急救命士の処置範囲の拡大等の救急業務の高度化に努めてきましたが、今後のさらなる高齢化社会の進展や住民意識の変化に伴う、救急需要の増大により、地域によっては将来的に、救急自動車による傷病者への迅速な対応が困難となる等の救急業務の質の低下をまねく可能性があるかと懸念しています。

2 検討会の開催経緯

消防庁では、平成15年10月から「消防力の整備指針に関する調査検討会」を設置し、市町村の消防力の水準のあり方等について、必要な検討を行ってきました。その結果が平成17年3月に「消防力の整備指針について」(「消防力の整備指針に関する調査検討会」報告書)としてと



東尾 正消防庁次長の挨拶

りまとめられ、その中で、救急需要への対応については、「一定の出動業務や患者等の搬送業務への民間活用等」について検討を行うことの必要性が示されました。

消防庁は、その報告内容を踏まえて、救急搬送業務における民間活用の検討を実施するために、学識経験者、医療関係者、消防本部の代表者等を委員として、検討会を開催することとしました。

6月3日に行われた第1回の検討会では、座長に選出された東京大学名誉教授の大森 彌先生を中心に、今後の検討会の方向性等について、活発な議論が交わされました。

3 今後の予定

本検討会においては、各消防本部が救急需要の増加に柔軟に対応し、救急需要の増加が原因で地域住民に不利益が及ぶことがないように、救急搬送業務における民間活用に関して幅広く検討を行い、平成17年度中に5回程度検討会を開催し報告書を取りまとめることとしています。

救急搬送業務における民間活用に関する検討会委員

(五十音順・敬称略)

- 朝 日 信 夫 ((財)救急振興財団副理事長)
- 石 井 隆 之 (警察庁交通局交通企画課長)
- 大 森 彌 (東京大学名誉教授)
- 島 崎 修 次 (杏林大学医学部救急医学教授)
- 鈴 木 正 弘 (東京消防庁救急部長)
- 谷 口 隆 (厚生労働省医政局指導課長)
- 田 端 浩 (国土交通省自動車交通局旅客課長)
- 松 井 英 樹 (札幌市消防局警防部長)
- 南 砂 (読売新聞東京本社編集局解説部次長)
- 雪 下 國 雄 (日本医師会常任理事)



産・学・官の三者連携事業として防災拠点の耐震化促進資料集を作成

防災課

消防庁では、東京大学都市基盤安全工学国際研究センター（ICUS）とタイアップし、関係設計事務所・建築事業者のご協力を得て、産・学・官の三者連携の下、地方公共団体が公共施設の耐震化を進めるうえでの参考となる資料として、「耐震化促進ナビ」を作成しました。

東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等、大規模地震の発生について切迫性が指摘されているなか、地域の防災力の強化の一環として、防災拠点となる公共施設の耐震化の促進を図ることはとても重要です。

この資料は、大規模災害発生時に防災拠点としての機能を果たすことが期待されている市町村の庁舎を始め、消防庁舎や学校施設などを中心に、耐震診断・改修工事が必要かどうかの判断、耐震診断・改修工事の効果的な実施方法について、代表的な工法の解説、工事の効果、必要な費用・工期、工法を選定する基準等についてわかりやすく記述するとともに、実際に耐震補強工事が行われた事例を多数収録しております。

また、この資料は消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp>）に掲載しましたので、地方公共団体の防災行政に携わる皆様に活用され、防災対策の推進と地域の安全に大きく寄与できることを心から期待するものであります。

耐震化促進ナビの概要

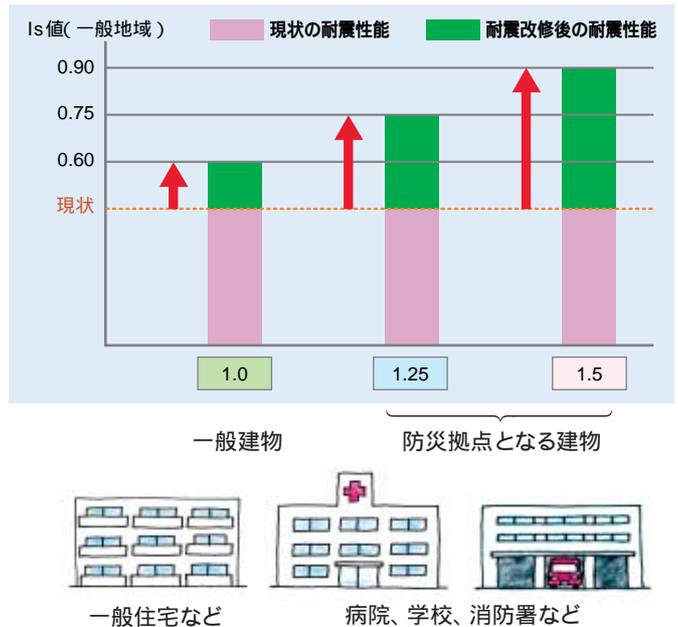
〔1〕防災拠点に求められる耐震性能

防災拠点は、たとえ周辺地域の建物が被災しても、初動対応及び応急対応が支障なく開始できる活動拠点としての機能が確保されるために、建物や設備が損傷を受けないことが最も大切な条件となります。防災拠点の被災は、復旧活動に支障を及ぼすだけでなく、被災者の生活支援にも大きな影響を及ぼします。

このため、一般建物より高い耐震性能が要求され、耐震性能が不足する建物については、耐震改修を行って、十分な耐震性能を確保することが不可欠です。

耐震性能をあらわす簡便な指標としてIs値（Seismic Index of Structure）が使われています。

この指標の値は過去の被害データに基づき定められたもので、一般の建物で0.6以上が必要とされています。防災拠点とな

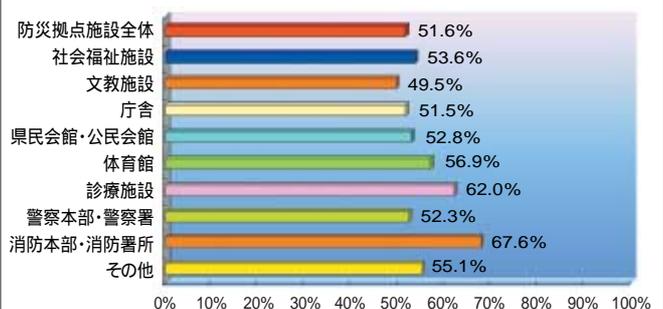


る建物では、その重要度に応じて、一般建物の1.25倍から1.5倍以上のIs値が必要となります。

〔2〕防災拠点の耐震化率

平成15年度に消防庁で行った「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査」では、防災拠点となる公共施設の耐震化率は約52%（平成13年度調査では、約49%）となっています。特に近い将来に発生が指摘されている地域や、対策が遅れている地域では、早急な対策が必要です。

防災拠点の耐震性を有する施設の割合[平成15年度]



〔3〕耐震改修の阻害要因の解決策

耐震改修が進まない大きな要因としては、予算に限り



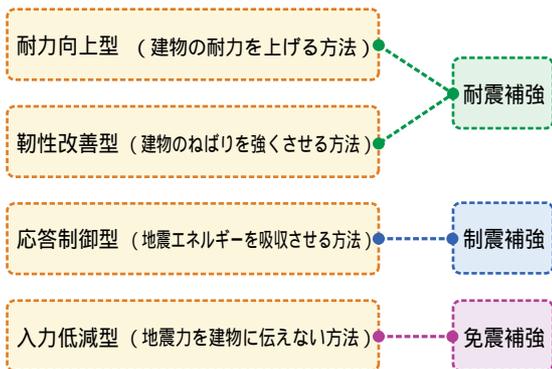
がある、工事の煩わしさ（引越、騒音、不便さ）、工事後の使い勝手が悪くなる等が掲げられます。

資料集では、それらの阻害要因を解決するためのアプローチを紹介しています。

- ・ **予算が限られる 限られた予算で優先度の設定と、段階的な耐震性能の向上の決定**
必要な耐震性の水準に対して優先順位を決めたり、補強工事や改装・改修工事の段階的な実施
- ・ **工事が煩わしい 適切な工事方法（日、時間、範囲）の選択**
日常の執務空間・時間を妨げないで出来る「**居ながら工法**」などの条件にあった適切な工法の選択
- ・ **工事後の使い勝手が悪くなる それぞれの地方公共団体の庁舎等の状況により、適切な工法の選択**
単に耐震壁やブレースを増設するのではなく、室内や外観を損なわないよう、機能上の優先度を考慮した工法の選択

〔4〕耐震診断の流れの説明と耐震改修の方法の選択

耐震診断を進めるにあたっての流れを説明し、どのような建物について耐震診断を実施するかを解説し、耐震改修の方法について理解を深め、それぞれの地方公共団体の予算、建物の状況に応じて最も最適な工法を選択できるような様々な工法を紹介しています。



| | | | |
|------------|----------|------|----------|
| 広義の耐震安全性 | 耐震補強(低い) | 制震補強 | 免震補強(高い) |
| 居ながら工事 | 耐震補強 | 制震補強 | 免震補強 |
| 改修後の使い勝手 | 耐震補強 | 制震補強 | 免震補強 |
| コスト(工事費のみ) | 免震補強(高い) | 耐震補強 | 制震補強(安い) |
| 工期(施工期間) | 免震補強(長い) | 耐震補強 | 制震補強(短い) |

〔5〕耐震化を推進する財政措置

大規模災害が発生した場合の災害対策の拠点となる施設等の安全性を確保し、もって被害の軽減及び住民の安全を確保できるよう防災機能の向上を図り、公共施設の耐震化を推進するため、耐震化に係る事業費の90%は防災対策事業債を充当し、元利償還金の50%は、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

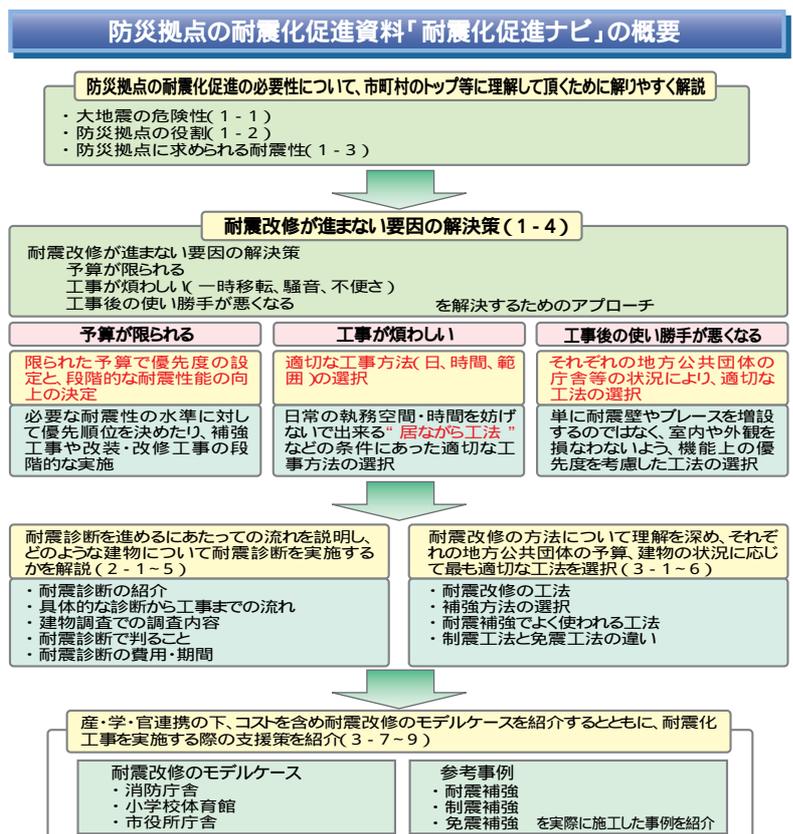
防災対策事業債の対象となる施設は、地域防災計画上の避難所とされている公共施設、公用施設（例：学校（高等学校を含む。）、公民館、体育館等）、災害時に災害対策の拠点となる公共施設、公用施設（例：都道府県・市町村庁舎、消防署、警察署）、不特定多数の者が利用する公共施設等（例：文化ホール・スポーツ施設、会議場・展示施設、橋梁、社会福祉施設等）です。

防災対策事業債(事業費の90%)

| | |
|---------------------------------|-------------|
| 交付税措置 元利償還金の50% (事業費の45%) | 一般財源 10% |
|---------------------------------|-------------|

〔6〕耐震改修のモデルケースを紹介

産・学・官連携の下、消防庁舎、小学校体育館、市役所庁舎の耐震改修のモデルケースについてコスト、耐震改修前後のIs値、採用補強法等を具体的に例示し、参考事例として、「耐震補強」、「制震補強」、「免震補強」を実際に施工した事例（29例）を紹介しています。





平成16年度の消防職員委員会の運営状況の概要

消防課

消防職員委員会は、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防職員の意見を消防事務に反映することにより、消防職員の士気を高め、もって消防の円滑な運営に資するための制度として、平成7年の消防組織法の改正により設けられ、各消防本部において運営されてきたところですが、委員会制度のさらなる改善を目指し、今年の「消防の動き6月号」でも紹介しているとおり、平成17年消防庁告示第6号により消防職員委員会の組織及び運営の基準の改正を行ったところです。

消防庁では、消防職員委員会制度の円滑な運営に資するため、毎年度全国すべての消防本部を対象に書面調査を行い、運営状況を把握することとしておりますが、平成16年度についても運営状況の調査結果がまとまりましたので、その概要を紹介します。

1 開催状況

平成16年度においては、ほぼすべての消防本部で消防職員委員会が開催され、平成7年の消防職員委員会制度施行以来、開催率も順調に推移しています。また、開催時期についても、予算編成作業着手前に開催した消防本部が73.6%あり、これは昨年度と比較しても4.8ポイント上昇しています。

2 審議件数

平成16年度は、職員から提出された4,919件もの意見が消防職員委員会で審議されました。制度施行以来、合計でおよそ50,000件を超える勤務条件等に関する意見について、審議を重ねてきたこととなります。

3 審議結果

平成16年度に審議された意見のうち「実施が適当」とされたものは全体の40.2%を占め、また、審議結果に対する消防長の処置状況については、「実施を決定」及び「実施に向けて検討」としたものは全体の40.7%となっており、消防職員委員会で審議された意見が着実に実現に向かっていきます。

4 平成15年度に審議された意見の実現状況

平成15年度に審議され、消防職員委員会において「実

施が適当」とされた意見のうち、消防長の処置により実施に至った件数の割合は、平成16年度末で53.7%あり、審議された意見が着実に実現しています。

このように、平成16年度の結果からも当該制度は運用の改善を図りながら、全国の各消防本部において定着してきている様子がうかがえますが、消防庁としては、今回の告示改正を踏まえ、以下のような点に留意した運用が図られる必要があると考えます。

予算編成作業を勘案して、委員会は毎年度前半の開催とし、意見の速やかな実現につなげていくこと。

委員会での審議概要を職員全員に周知するなど、消防職員委員会の公正・透明性を確保し、職員の理解を高めていくこと。

職場における職員間の意思疎通をより一層促進し、委員会の効果的かつ円滑な運営を実現すること。

各消防本部においては、上記の趣旨を踏まえた制度の円滑な運用と定着に努められるようお願いいたします。

消防職員委員会運営状況調査の結果

H17.3.31現在

| | |
|--------------------|-------|
| 平成17年3月31日現在 消防本部数 | 863本部 |
|--------------------|-------|

(以下の集計は、平成17年3月31日時点の消防本部(863本部)による)

1 規則の制定状況(平成16年度未現在)

| 制定状況 | 本部数 | 構成比 |
|------|-------|--------|
| 制定済み | 863本部 | 100.0% |

2 委員の構成(平成16年度)

管理職員・非管理職員別数

| | 職員数 | 構成比 |
|---------|--------|--------|
| 管理職員の数 | 909人 | 11.9% |
| 非管理職員の数 | 6,744人 | 88.1% |
| 計 | 7,653人 | 100.0% |

3 消防職員委員会の開催状況(平成16年度)

| | 本部数 | 構成比 |
|-----|-------|--------|
| 開催 | 860本部 | 99.7% |
| 未開催 | 3本部 | 0.3% |
| 計 | 863本部 | 100.0% |

4 消防職員委員会の開催時期(平成16年度)

| | 本部数 | 構成比 |
|-----------|-------|--------|
| 予算編成作業着手前 | 633本部 | 73.6% |
| 予算編成作業着手後 | 227本部 | 26.4% |
| 計 | 860本部 | 100.0% |

5 審議状況と処置結果 (平成16年度)

(1) 委員会の審議結果

| 審議意見 | 審議件数 | 審議結果 | | | | |
|------------------|-----------------|----------------|----------------|-------------|----------------|-------------|
| | | 実施が 適当 | 諸課題を 検討 | 実施は 困難 | 現行 どおり | その他 |
| 勤務条件・ 厚生福利 | 2,141 43.5% | 881 17.9% | 579 11.8% | 114 2.3% | 510 10.4% | 57 1.2% |
| 被服・装備品 | 1,518 30.9% | 634 12.9% | 435 8.8% | 48 1.0% | 381 7.7% | 20 0.4% |
| 機械器具・ その他の施設等 | 1,260 25.6% | 463 9.4% | 301 6.1% | 67 1.4% | 252 5.1% | 177 3.6% |
| 計 | 4,919 100.0% | 1,978 40.2% | 1,315 26.7% | 229 4.7% | 1,143 23.2% | 254 5.2% |

(2) 審議結果に対する消防長の処置結果

| 消防長の 処置結果 | 実施を 決定 | 実施に 向けて 検討 | 諸課題を 検討 | 実施は 困難 | 対応を 未決定 | 計 |
|--------------|----------------|------------------|----------------|----------------|-------------|-----------------|
| 実施が適当 | 886 18.0% | 639 13.0% | 292 5.9% | 152 3.1% | 9 0.2% | 1,978 40.2% |
| 諸課題を検討 | 113 2.3% | 289 5.9% | 700 14.2% | 203 4.1% | 10 0.2% | 1,315 26.7% |
| 実施は困難 | 4 0.1% | 4 0.1% | 29 0.6% | 181 3.7% | 11 0.2% | 229 4.7% |
| 現行どおり | 21 0.4% | 35 0.7% | 91 1.8% | 897 18.2% | 99 2.0% | 1,143 23.2% |
| その他 | 8 0.2% | 2 0.0% | 3 0.1% | 20 0.4% | 221 4.5% | 254 5.2% |
| 計 | 1,032 21.0% | 969 19.7% | 1,115 22.7% | 1,453 29.5% | 350 7.1% | 4,919 100.0% |

6 平成15年度に審議された意見の実現状況

(平成16年度未現在)

(1) 審議総件数に対する実施状況

| 審議総件数 | 既の実施された件数 | 割合 |
|--------|-----------|-------|
| 5,243件 | 1,797件 | 34.3% |

(2) 委員会で「実施が適当」に区分されたものに対する実施状況

| 「実施が適当」とされた意見数 | 既の実施された件数 | 割合 |
|----------------|-----------|-------|
| 2,447件 | 1,315件 | 53.7% |

7 平成16年度中に実施した主な意見

勤務条件等に関するもの

- ・洋式トイレ(温水洗浄便座)に変更
- ・庁舎内禁煙対策及び分煙対策の推進
- ・仮眠用布団の改善
- ・体力錬成器具の購入
- ・仮眠室の個室化
- ・職員の意向調査の実施
- ・B型肝炎・インフルエンザ予防接種の実施

被服及び装備品に関するもの

- ・アポロキャップの導入及び使用

- ・作業服を新服制基準に基づく活動服に変更
- ・防火衣をセパレート型に変更
- ・救急服のボタンのファスナーへの変更
- ・防火ヘルメットに装着用ライトの導入
- ・感染防止衣の個人貸与
- ・救急車への防刃ベストの積載

消防の用に供する設備、機械器具等に関するもの

- ・滅菌消毒室の設置
- ・庁舎内の放送用スピーカーの増設
- ・車庫に排煙装置の設置
- ・バックボードの配備
- ・災害現場用の携帯電話の配備
- ・階段室の手摺設置
- ・デジタルカメラ・カラープリンターの購入
- ・女性吏員のための勤務環境対策

8 各年度の開催状況

| 開催年度 | 消防本部数 | 開催本部数 | 開催率 |
|------|-------|-------|--------|
| 12年度 | 906本部 | 665本部 | 73.4% |
| 13年度 | 902本部 | 644本部 | 71.4% |
| 14年度 | 900本部 | 733本部 | 81.4% |
| 15年度 | 886本部 | 886本部 | 100.0% |
| 16年度 | 863本部 | 860本部 | 99.7% |

9 各年度の審議件数及び審議結果

| 年度 | 審議件数 | 審議結果の区分 | | | | |
|------|--------|-----------------|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| | | 実施が 適当 | 諸課題を 検討 | 実施は 困難 | 現行 どおり | その他 |
| 8年度 | 8,765 | 3,560 40.6% | 2,931 33.4% | 684 7.8% | 1,590 18.2% | |
| 9年度 | 5,856 | 2,354 40.2% | 1,839 31.4% | 495 8.5% | 1,168 19.9% | |
| 10年度 | 5,447 | 2,196 40.3% | 1,765 32.4% | 329 6.0% | 1,157 21.3% | |
| 11年度 | 5,026 | 1,995 39.7% | 1,472 29.3% | 256 5.1% | 1,114 22.2% | 189 3.7% |
| 12年度 | 5,031 | 2,014 40.0% | 1,438 28.6% | 269 5.3% | 1,125 22.4% | 185 3.7% |
| 13年度 | 4,912 | 2,052 41.8% | 1,384 28.2% | 251 5.1% | 1,047 21.3% | 178 3.6% |
| 14年度 | 4,867 | 2,043 42.0% | 1,315 27.0% | 248 5.1% | 1,026 21.1% | 235 4.8% |
| 15年度 | 5,590 | 2,495 44.6% | 1,412 25.3% | 241 4.3% | 1,177 21.1% | 265 4.7% |
| 16年度 | 4,919 | 1,978 40.2% | 1,315 26.7% | 229 4.7% | 1,143 23.2% | 254 5.2% |
| 合計 | 50,413 | 20,687 41.0% | 14,871 29.5% | 3,002 6.0% | 10,547 20.9% | 1,306 2.6% |

* 審議結果のうち、「その他」については平成11年度より設定



地域防災力の充実に向けた消防団の取組事例

- 消防団員経験者を活用している消防団 -

消防課

消防団は、地域防災体制の中核的存在として地域の安心・安全のため、大きな役割を果たしていますが、近年の社会環境の変化等から、消防団員数の減少やサラリーマン化等の様々な課題に直面しています。

そのような中、全国には、消防団員経験者が災害現場等において消防団員のサポートなどで活躍している事例が多く見られます。これらの中には、協力する消防団員経験者を再度消防団員として任用している団体もありますので、その事例を紹介します。

1 宮崎県内の消防団の取組

北方町の取組

北方町では、過疎化に伴って消防団員の確保に苦慮している状況が続いていたことから、平成15年度に消防団組織検討委員会を設置して検討を行った結果、消防力の充実強化策の一つとして、全ての活動に参加する基本的な団員（以下、基本団員という。）と併せて、消防団員経験者を再度消防団員として任用する「消防協力隊」を発足しました。その概要は次のとおりです。

北方町消防団の概要（いずれも平成17年4月1日現在）

消防団員

定数：450人（消防協力隊の定数は特に定めていない。）

実数：399人（消防協力隊は121人）

平均年齢：39.8歳

出動回数（平成16年中）：16回（消防協力隊は3回）

基本団員の定年：45歳

消防協力隊の概要

ア 任用要件

消防協力隊の設立趣旨に賛同し、年齢45歳以上60歳未満の者で、消防団員として経験を5年以上有する者（退団時の階級要件は特に定めていない。）

イ 活動内容等

主な活動は、災害防御活動などの消防団活動

・火災等災害現場においては、基本団員到着後、後方支援活動に従事

・訓練等への参加は、時間の許す範囲で各自で判断（ただし、機械器具等の取扱訓練等については参加するよう努めなければならない。）

ウ 身分・処遇等

・階級は団員で固定（昇任はなし。特に任期は定めていない。）

・各消防協力隊員は居住地域の各部に所属

・報酬及び出勤手当は、北方町の基本団員と同額

・被服は専用の帽子を新たに支給（制服・作業服は新たに支給しない。）

・公務災害補償・退職報償金は基本団員と同様の取扱い

西郷村の取組

西郷村では、少子高齢化による若年層の減少に伴い、消防団員の確保に苦慮している状況が続いていたことから、平成13年度に消防団員の確保策の一つとして、基本団員と併せて、

消防団員経験者を再度消防団員として任用（以下、OB団員という。）する取扱いを始めました。その概要は次のとおりです。

西郷村消防団の概要（いずれも平成17年4月1日現在）

消防団員

定数：250人（OB団員の定数は特に定めていない。）

実数：213人（OB団員は80人）

平均年齢：37.5歳

出動回数（平成16年中）：32回（OB団員は6回）

基本団員の定年：特に定めていない。（慣例的にはある。）

OB団員の概要

ア 任用要件

西郷村では43歳に達した場合、慣例的に消防団を退団することになっているが、その中で、希望する者がいれば再入団できる。（年齢要件・退団時の階級要件・勤務年数などの要件は特に定めていない。）

イ 活動内容等

主な活動は災害防御活動などの消防団活動

・災害活動については、西郷村の基本団員に準じる。

・年1回の機械器具取扱い講習を除き、訓練等消防団の各種行事への参加の必要はない。

ウ 身分・処遇等

・階級は団員で固定（昇任はなし。特に任期は定めていない。）

・各OB団員は居住地域の各部に所属

・報酬は西郷村の基本団員の同階級より低額

出勤手当は基本団員と同額

・被服は新たに支給なし

・公務災害補償・退職報償金は基本団員と同様の取扱い



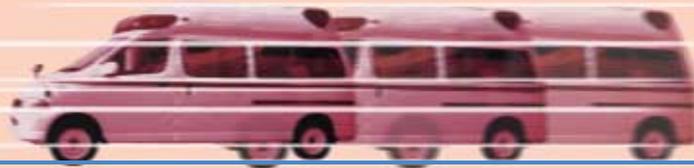
消防協力隊員の訓練の様子

（写真提供：北方町役場）

2 栃木県内の消防団の取組

河内町の取組

栃木県河内町では、消防団員が減少している実情を踏まえた消防団員の確保と、消防団活動長期経験者の豊富な知識及び技能を消防団活動に反映させることによる各分団の災害対



応力の向上を目的に、平成16年度に、基本団員と併せて、消防団員経験者を再度消防団員として任用（以下、OB団員という。）する制度を発足しました。

河内町消防団の概要（いずれも平成17年4月1日現在）

消防団員

定数：290人（要綱で、OB団員は各分団5人を限度と定める。（6分団で30人））

実数：268人（OB団員は現在12人）

平均年齢：34.3歳

出勤回数（平成16年中）：17回（OB団員は4回）

基本団員の定年：特に定めていない。（慣例的にはある。）

ア 任用要件

分団長・副分団長若しくは部長の経験のある退団者のうち、昼間分団地域内に所在可能な者で、分団長が指名し、本人が希望する者（年齢要件は基本団員と同様であり、勤務年数要件は特に定めていない。）

イ 活動内容等

主な活動は災害防御活動などの消防団活動

- ・災害活動については、河内町の基本団員に準じる。
- ・訓練等は分団長が必要と認める場合のみ参加

ウ 身分・処遇等

- ・階級は団員で固定（昇任はなし。）
- ・任期は2年（本人が希望する場合、再任を妨げない。）
- ・各OB団員は各分団に所属
- ・報酬・出勤手当は基本団員と同額
- ・被服は作業服を新たに支給（制服は支給しない。）
- ・公務災害補償・退職報償金は基本団員と同様の取扱い

鹿沼市の取組

消防団員数の減少による地域防災力の弱体化を憂慮し、消防団組織体制検討委員会を平成13年7月に設置して検討を行った結果、消防団のバックアップ体制の整備のため、基本団員と併せて、消防団員経験者を再度消防団員として任用する「支援団員制度」を発足しました。

鹿沼市消防団の概要（いずれも平成17年4月1日現在）

消防団員

定数：600人（支援団員の定数は特に定めていない。）

実数：580人（支援団員は1分団10人で現在100人）

平均年齢：33.8歳

出勤回数（平成16年中）：79回（支援団員は49回）

基本団員の定年：特に定めていない。（慣例的にはある。）

ア 任用要件

退団した団員のうち、所属する分団の管轄区域内に居住し直ちに出勤できる者で、年齢65歳までであり、それぞれの地区自治会長と分団長が推薦した者（階級要件・勤務年数の要件は特に定めていない。）

イ 活動内容等

主な活動は災害防御活動などの消防団活動

- ・災害活動については、鹿沼市の基本団員に準じる。
- ・年1回の教養訓練を除き、定期的な訓練等消防団の各種行事への参加の必要はない。ただし、分団内の行事については、地域の実情に応じて対応する。

ウ 身分・処遇等

- ・階級は団員で固定（昇任はなし。特に任期は定めていない。）
- ・各支援団員は各分団に所属
- ・報酬は、鹿沼市の基本団員より低額
- ・出勤手当は基本団員と同額

- ・被服は防火服一式を新たに支給（基本団員とデザインが異なるため。）
- ・公務災害補償・退職報償金は基本団員と同様の取扱い

宇都宮市の取組

栃木県宇都宮市では、平成12年度から、「消防団指導員制度」を実施し、消防団活動の経験が豊富な消防団員経験者等を登用しています。「消防の動き」（平成17年2月号）において概要を紹介させていただきましたが、今回、その内容を詳しく紹介します。

宇都宮市消防団の概要（いずれも平成17年4月1日現在）

消防団員

定数：1,660人（指導員の定数は特に定めていない。）

実数：1,609人（指導員は15人）

平均年齢：36.7歳

出勤回数（平成16年中）：19回

基本団員の定年：特に定めていない。（慣例的にはある。）

ア 任用要件

部長以上の退団予定者又は部長以上の消防団員経験者（年齢要件は基本団員と同じであり、勤務年数の要件は特に定めていない。）

イ 活動内容等

主な活動は、後輩団員の指導・育成

- ・分団員の指導及び分団長の補佐、消防団員研修での指導等
- ・災害時の出勤・訓練等への出勤は基本団員に準じる。

ウ 処遇

- ・階級は部長で固定（昇任はなし。）
- ・任期は4年（本人が希望する場合、再任を妨げない。）
- ・各指導員は各分団に所属
- ・報酬・出勤手当は部長として支給
- ・被服は新たに支給なし。指導員バッジを新たに支給
- ・公務災害補償・退職報償金は基本団員と同様の取扱い



支援団員の活動の様子

（写真提供：鹿沼地区広域行政事務組合消防本部）

消防庁では、団員を確保する一つの方策として、平成17年1月に通知した「消防団員の活動環境の整備について」において、機能別団員としてOB団員を活用する事例を示しているところであり、併せて、「消防の動き」（平成17年6月号）でその詳細を紹介いたしました。

地域防災力の維持のために、消防団員経験者をOB団員として採用することを検討している消防団においては、今回の事例を参考にしてください。

平成17年(1月～3月)における火災の概要(概数)

防災情報室

1 総出火件数は1万5,136件、前年同期比3,779件の減少

平成17年(1月～3月)における総出火件数は1万5,136件であり、前年と比べると、3,779件の減少(-20.0%)となっており、おおよそ1日あたり168件、9分ごとに1件の火災が発生したことになります。

これを、火災種別ごとに見ますと次表のとおりです。

| 種別 | 件数 | 構成比(%) | 前年同期比 | 増減数(%) |
|-------|--------|--------|---------|---------|
| 建物火災 | 9,286 | 61.4% | - 506 | - 5.2% |
| 車両火災 | 1,595 | 10.5% | - 197 | - 11.0% |
| 林野火災 | 472 | 3.1% | - 790 | - 62.6% |
| 船舶火災 | 31 | 0.2% | + 4 | + 14.8% |
| 航空機火災 | 1 | 0.0% | - 1 | - 50.0% |
| その他火災 | 3,751 | 24.8% | - 2,289 | - 37.9% |
| 総出火件数 | 15,136 | 100% | - 3,779 | - 20.0% |

2 火災による死者は61人の増加、負傷者は99人の減少

火災による死者は811人で、前年同期と比べると61人の増加(+8.1%)となっています。

火災による負傷者は2,554人であり、前年同期と比べると99人の減少(-3.7%)となっています。

3 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)は456人で46人の増加となり、前年同期より1割以上増加

建物火災における死者は、631人ですが、このうち住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅)火災における死者は、528人であり、放火自殺者等を除くと456人となっています。これを前年同期と比べると46人の増加(+11.2%)となり、1割以上増加しています。また、昭和62年以降最多となっています。

なお、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は、83.7%で、出火件数の割合60.7%と比較して

非常に高いものとなっています。さらに、放火を除く住宅火災における死者の発生率は、8.9%となっており、平成7年以降の同期比で一番高いものとなっています。

これを受け、「平成17年(1月～3月)における住宅火災による死者数の急増を踏まえた緊急的な住宅防火対策の実施について」(平成17年6月28日付け消防安129号)により都道府県及び東京消防庁・指定都市消防長宛に、住宅防火対策の推進に係る方策のうち緊急的に取り組むことが可能なものについて、速やかに実施するよう通知しました。

4 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)の約6割が高齢者

住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)456人のうち、257人(56.4%)が65歳以上の高齢者です。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数の前年比較は、逃げ遅れ291人(36人の増・+14.1%)、着衣着火31人(4人の増・+14.8%)、出火後再進入8人(3人の減・-27.3%)、その他126人(9人の増・+7.7%)となっています。

5 出火原因の第1位は「放火」、続いて「たばこ」

全火災1万5,136件を出火原因別にみると、「放火」1,901件(12.6%)、「たばこ」1,589件(10.5%)、「こんろ」1,422件(9.4%)、「放火の疑い」1,330件(8.8%)、「ストーブ」1,050件(6.9%)の順となっています。また「放火」及び「放火の疑い」を合わせると、3,231件(21.3%)となっています。

6 住宅防火対策への取り組み

近年の住宅火災における死者の急増等に鑑み、消防法の改正とともに政省令の整備を行いました。これ

により、新築住宅については平成18年6月1日から、既存住宅については市町村条例で定める日(平成20年～平成23年を目途)から住宅用火災警報器等の設置・維持が必要となります。住宅用火災警報器等の設置・維持について広報・普及啓発活動を積極的に推進することとしています。

具体的には、市町村が活用できる広報用のCMの作成や消防団、婦人(女性)防火クラブ及び自主防災組織等の指導用テキストの作成などを行っています。

7 放火火災防止対策への取り組み

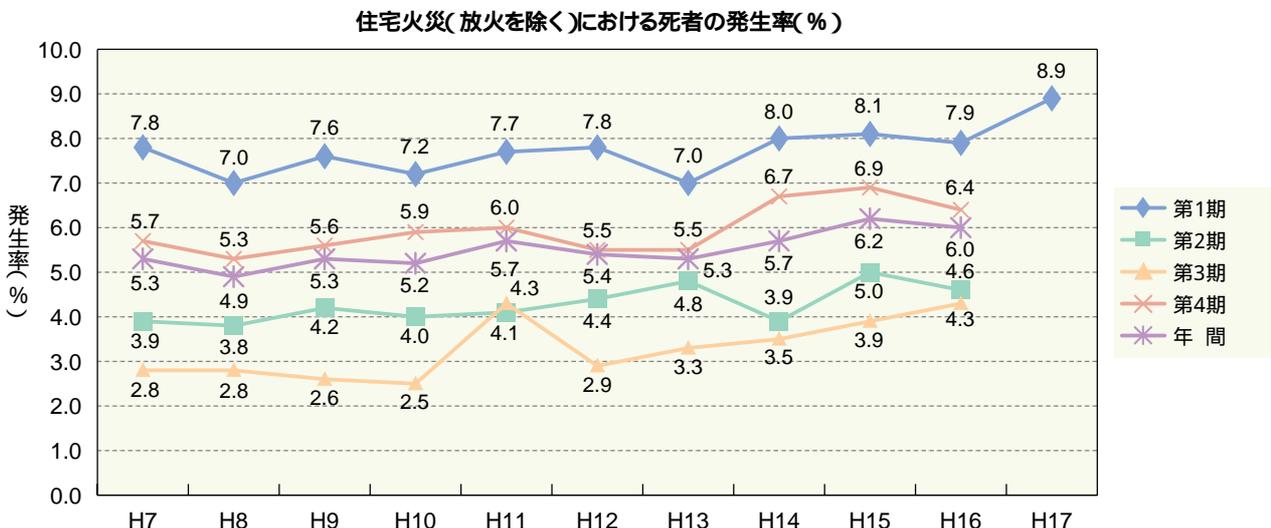
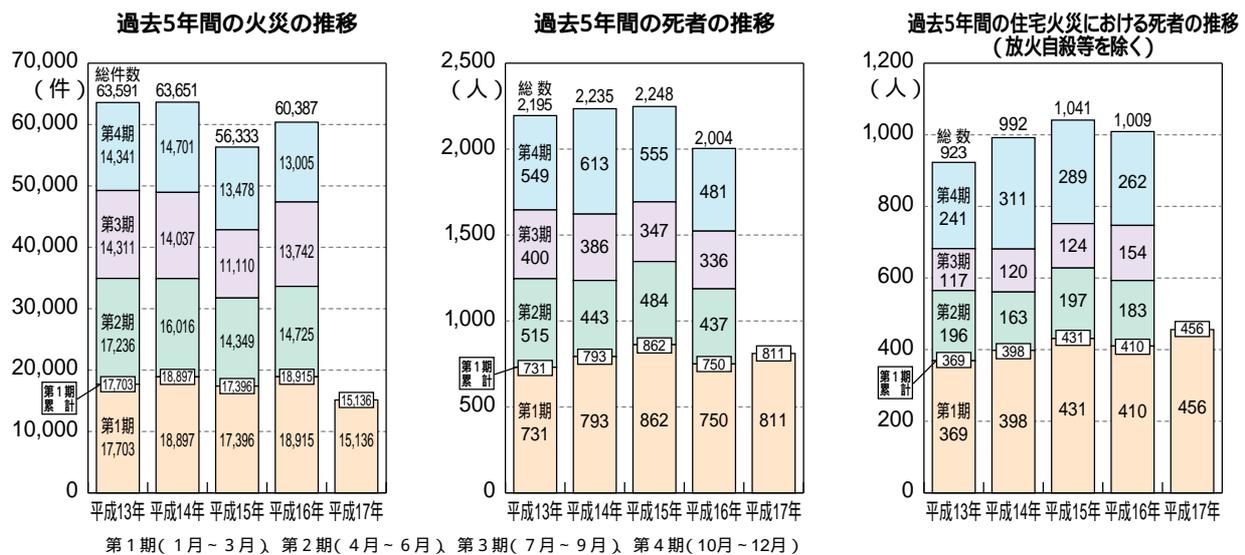
項目5で述べたとおり、放火及び放火の疑いによる火災は、3,231件で、全火災の21.3%を占めています。

平成16年12月に学識経験者、消防機関、関係行政

機関等からなる検討会による報告書(放火火災防止対策戦略プラン)がとりまとめられ、全国の消防機関へ配布しました。また、消防庁のホームページ等で幅広く情報提供を行い、放火火災の防止に向けた取り組みを促進しています。

さらに、放火火災防止に有効な放火監視機器の普及促進を目的として「放火監視センサーを用いた放火監視機器に係る技術上のガイドライン」の策定を行いました。

今後、放火火災防止対策戦略プランの改善及び放火火災情報地図や放火監視機器の開発・普及を進め、地域の底力を活かして、「放火されない環境づくり」による安全で安心な暮らしの実現を目指していきます。



平成16年中の危険物に係る事故の概要

危険物保安室

平成16年中(平成16年1月1日～平成16年12月31日)に発生した危険物施設における火災・漏えい事故件数は、火災事故が195件(前年188件)、漏えい事故が359件(同352件)で合計554件(同540件)となっ

ており、前年より14件増加し、統計を取り始めて以来過去最高となっています。また、その他の事故(火災、漏えいを伴わない危険物施設の破損等)は118件(同109件)となっています。

表1 平成16年中に発生した危険物に係る事故の概要

| 事故の態様 発生件数等 区分 | 危険物に係る事故 発生件数 | 火 災 | | | | 漏 え い 事 故 | | | | その他 発生件数 | |
|----------------------|------------------|------|-----|------|-------------|-----------|-----|------|-------------|-------------|---|
| | | 発生件数 | 被 害 | | | 発生件数 | 被 害 | | | | |
| | | | 死者数 | 負傷者数 | 損害額 (万円) | | 死者数 | 負傷者数 | 損害額 (万円) | | |
| 危険物施設 | 672 | 195 | 3 | 55 | 493,066 | 359 | 0 | 31 | 43,183 | 118 | |
| 危険物施設以外 | 無許可施設 | 12 | 8 | 0 | 1 | 5,136 | 4 | 0 | 0 | 152 | 0 |
| | 危険物運搬中 | 20 | 4 | 2 | 0 | 1,548 | 16 | 0 | 8 | 802 | 0 |
| | 少量危険物施設 | 21 | 6 | 0 | 3 | 16,203 | 15 | 0 | 0 | 1,022 | 0 |
| | 仮貯蔵・仮取扱 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 小 計 | 53 | 18 | 2 | 4 | 22,887 | 35 | 0 | 8 | 1,976 | 0 |
| 合 計 | 725 | 213 | 5 | 59 | 515,953 | 394 | 0 | 39 | 45,159 | 118 | |

表2 危険物に係る事故の発生件数等の推移

| 事故の態様 発生件数等 年 | 危険物に係る事故 発生件数 | 火 災 | | | | 漏 え い 事 故 | | | | その他 発生件数 |
|---------------------|------------------|------|-----|------|-------------|-----------|-----|------|-------------|-------------|
| | | 発生件数 | 被 害 | | | 発生件数 | 被 害 | | | |
| | | | 死者数 | 負傷者数 | 損害額 (万円) | | 死者数 | 負傷者数 | 損害額 (万円) | |
| 平成7年 | 1,828 | 167 | 2 | 101 | 810,788 | 383 | 1 | 64 | 298,532 | 1,278 |
| 平成8年 | 551 | 173 | 2 | 55 | 358,847 | 268 | 0 | 6 | 19,985 | 110 |
| 平成9年 | 558 | 181 | 3 | 57 | 530,298 | 266 | 0 | 30 | 20,312 | 111 |
| 平成10年 | 589 | 181 | 5 | 68 | 336,679 | 305 | 2 | 31 | 42,858 | 103 |
| 平成11年 | 583 | 188 | 4 | 48 | 548,891 | 298 | 1 | 20 | 55,323 | 97 |
| 平成12年 | 672 | 210 | 6 | 60 | 274,431 | 348 | 3 | 42 | 52,982 | 114 |
| 平成13年 | 671 | 193 | 7 | 55 | 123,230 | 367 | 2 | 47 | 25,454 | 111 |
| 平成14年 | 671 | 191 | 4 | 78 | 160,841 | 366 | 4 | 25 | 33,160 | 114 |
| 平成15年 | 712 | 212 | 28 | 66 | 185,012 | 391 | 0 | 37 | 24,229 | 109 |
| 平成16年 | 725 | 213 | 5 | 59 | 515,953 | 394 | 0 | 39 | 45,159 | 118 |

(注) 1 危険物施設、無許可施設、危険物運搬中及び仮貯蔵・仮取扱中の火災及び漏えい事故について掲載した。
 2 平成7年中の漏えい事故の死傷者数には、阪神・淡路大震災により漏えいがあった施設における死者1人、負傷者1人を含む。
 3 平成12年中の漏えい事故の損害額には、鳥取県西部地震により漏えいがあった施設における損害額を含む。

一方、無許可施設、危険物運搬中等の危険物施設以外での事故は53件(同63件)となっており、その内訳は火災事故が18件(同24件)、漏えい事故は35件(同39件)となっています。

これらの事故による被害は、火災によるものが死者5人(同28人)、負傷者59人(同66人)、損害額51億5,953万円(同18億5,012万円)、漏えい事故によるものが負傷者39人(同37人)、損害額4億5,159万円(2億4,229万円)となっています。(表1、表2及び図1参照)

危険物施設における事故のうち、人的要因により発生したものは、火災で64%、漏えい事故で46%と最も多くなっています。(図2、図3参照)

したがって現在、「危険物に関する基本方針」及び「危険物事故防止アクションプラン」に基づき、官民一体となった総合的な事故防止対策を推進しているところですが、さらに、事故に潜む人的要因等を究明し、今後有効な事故防止対策を図っていくことが必要です。

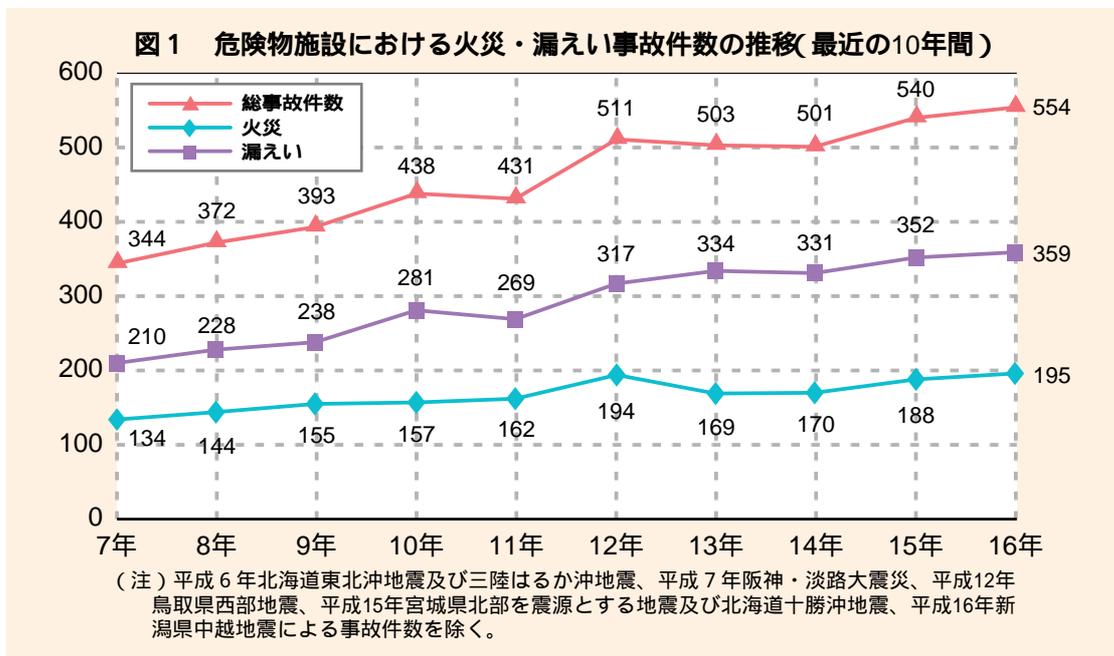


図2 危険物施設における火災発生原因構成

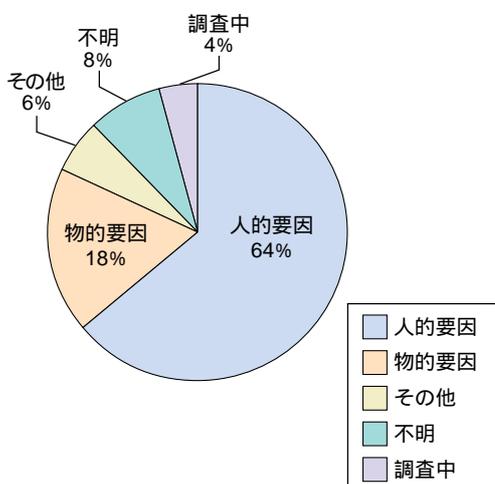
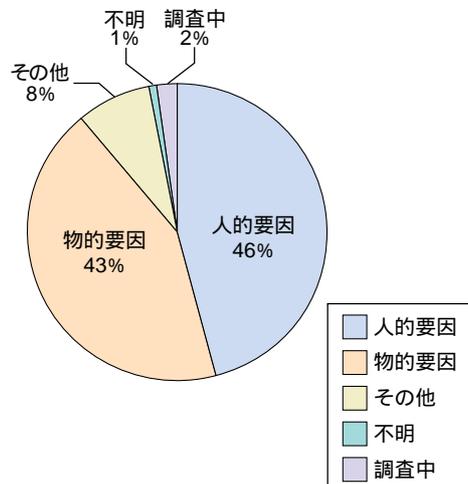


図3 危険物施設における漏えい発生原因構成



「水 / 空気 2 流体混合噴霧消火システムを用いた放水装備」が 産学官連携功労者表彰(総務大臣賞)を受賞

消防研究所・予防課

1 産学官連携功労者表彰について

この度、(独)消防研究所、横浜市消防局及び三菱重工業(株)が共同で研究開発した「水 / 空気 2 流体混合噴霧消火システムを用いた放水装備(以下「2 流体消火システム」という。)」が、第 3 回産学官連携功労者表彰において、産学官連携活動の優れた功績が認められ総務大臣賞を受賞することとなり、平成17年6月25日・26日の2日間にわたって、京都国際会館で開催された産学官連携推進会議において表彰式が実施されました。(写真1)

産学官連携功労者表彰制度とは「大学、企業等における産学官連携活動において大きな成果を収め、また、先導的な取組を行う等、活動の推進に多大な貢献をした優れた成功事例に関し、その功績を称えることにより、産学官連携活動の更なる進展に寄与すること」を目的として、内閣府等により創設されたものです。



写真1 松本 純総務大臣政務官と開発関係者
(表彰式会場にて)

2 開発の背景

消火活動において、マンション等の中高層建物で発生した火災を消火する際に、放水した水が下の階に漏水することによって生じる損害(以下「水損」という。)が発生することが避けられず、社会的な問題としても指摘されてきました。

このような水損を軽減させ、消防隊の消火活動を効果的に遂行することを可能にするためには、より少量の水で効果的に消火する方法が求められていたところであり、水を細かい霧状にする技術を保有していた三菱重工業(株)、現場において水損被害低減に取り組んでいた横浜市消防局、消

火機構の研究を実施していた消防研究所の三者が共同して、本課題を解決するための共同研究を開始することとなりました。

3 装備の概要

2 流体消火システムにおいて、水と空気を同時に放出し、水を霧状にして噴霧させる原理(図1)は、三菱重工業(株)が「人工降雪機(スノーガン)」の製造に関して保有している技術を応用したものです。通常、水を霧状に放水するためには高い圧力が必要でしたが、この2 流体消火システムは従来の半分以下の圧力で霧状にすることができます。低い圧力で噴霧放水ができるようになった結果、ノズルを小型軽量化できるだけでなく、放水に伴う反動も小さくすることができ、操作性の高い装備とすることができました。

2 流体消火システムの試作機としては、空気呼吸器の空気ポンベから空気を消防車から水を供給する「背負いタイプ(写真2)」、空気ポンベを搭載したカートを利用して消防車から水を供給する「カートタイプ(写真3)」、空気ポンベと水タンクをパッケージ化した「可搬ユニットタイプ(写真4)」と、消火活動の場面にあわせた3タイプの装備を開発しました。

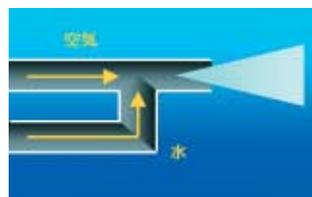


図1 2流体消火システムの原理



写真2 背負いタイプ



写真3 カートタイプ



写真4 可搬ユニットタイプ

4 2流体消火システムの特徴

この2流体消火システムは、従来消防隊が使用している水損軽減型ノズルと比較すると、消火に必要な放水量は4分の1に、水損の原因となる下にこぼれ落ちる水の量は10分の1にすることが実験で確認されました。また、コンパクトで反動が少ないため、消火活動を実施する隊員の負担を大幅に軽減する効果も期待できる装備となっています。

5 デモンストレーションの実施について

平成17年6月17日、2流体消火システムの総務大臣賞受賞の発表にあわせ、合同庁舎第2号館の駐車場において、2流体消火システムを麻生太郎総務大臣、松本純総務大臣政務官及び報道関係者等に紹介するとともに、実際に火災模型を消火するデモンストレーションを実施しました。

当日は各機関の開発者からの説明の後、この2流体消火システムが実際に配備されている横浜市消防局の消防隊員により、小型の火災模型による消火活動の実演を行いました。今回は2流体消火システムの試作機のうち、

「可搬ユニットタイプ」と、「背負いタイプ」の2種類が用意され、これを同時に放水して火災模型を消火しました。(写真5)

消防隊による実演の後、2流体消火システムの特徴である「放水量が少なく、反動が小さい」ことを確認して頂くため、従来消防隊で用いられている水損軽減型ノズルとの放水状況を比較し(写真6)さらに麻生総務大臣、松本政務官をはじめとする希望者に、実際に放水を行っていただき、反動が小さく扱いやすいことを体験して頂きました。(写真7)

6 終わりに

この2流体消火システムの開発によって、中高層建物火災の消火活動における水損被害の軽減が期待できるようになり、横浜市消防局では既に、市内の8消防隊にこの装備を配備しています。

今後は消防隊による実地検証を進めていき、さらなる研究開発を推進し、2流体消火システムの普及促進を進めて行くこととしています。(図2)



写真5 消防隊による実演



写真6 従来のノズルとの比較
(手前が2流体消火システム)



写真7 放水体験される麻生太郎総務大臣

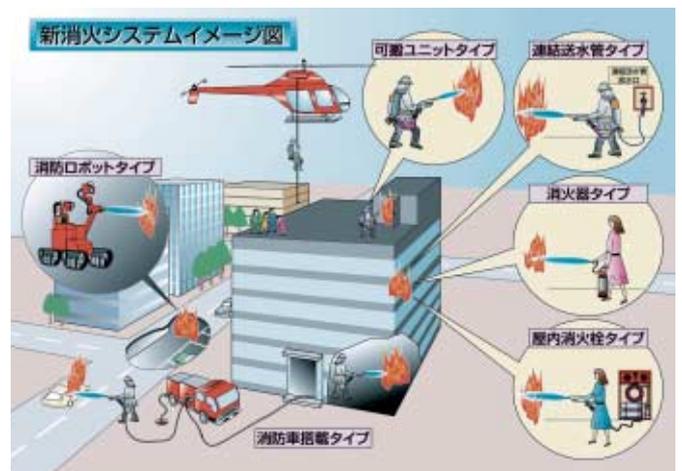


図2 新消火システムイメージ図

安全功労者表彰式の開催

総務課

安全功労者表彰は、毎年7月1日を「国民安全の日」とし、「国民一人ひとりがその生活のあらゆる面において、施設や行動の安全について反省を加え、その安全確保に留意し、これを習慣化する気運を高め、産業災害、交通事故、火災等国民の日常生活を脅かす災害の発生の防止を図る」という趣旨に基づき、行われているものです。

1 平成17年安全功労者内閣総理大臣表彰式

去る7月1日(金)11時から内閣総理大臣官邸において、小泉純一郎内閣総理大臣、今井 宏総務副大臣など多数の方々のご臨席のもと、盛大に挙行されました。今回は、消



安全功労者内閣総理大臣表彰式



安全功労者消防庁長官表彰式(個人)



安全功労者消防庁長官表彰式(団体)

防関係として4個人と2団体が受賞され、小泉総理大臣から表彰状を授与されました。

2 平成17年度安全功労者消防庁長官表彰式

去る7月8日(金)14時から総務省講堂において、盛大に挙行されました。今回は、13個人と16団体が受賞し、林省吾消防庁長官から表彰状を授与され、最後に受賞者を代表し、小島春男川崎市防火協会連合会会長が謝辞を述べられました。

内閣総理大臣表彰受賞者(個人の部)

大澤 清重(東京都・志村防火協会 会長)
北原 俊彦(千葉県・千葉県消防設備協会 前会長)
竹内 久子(千葉県・千葉県婦人防火クラブ連絡協議会 会長)
保土田喜一郎(茨城県・坂東地区危険物安全協会 会長)

内閣総理大臣表彰受賞者(団体の部)

安城市婦人防火クラブ連絡協議会(愛知県)
十和田地区防火管理者協会(青森県)

消防庁長官表彰受賞者(個人の部)

工藤 盟(東京都・池袋防火女性の会 会長)
田辺 勲(東京都・武蔵野危険物安全会 会長)
村野 猛(東京都・府中市災害防止協会 会長)
小島 春男(神奈川県・川崎市防火協会連合会 会長)
木村 澄子(岐阜県・垂井町女性防火クラブ 会長)
橋本 克幸(岐阜県・飛騨市危険物安全協会 会長)
鈴木 謙一(静岡県・浜松市危険物安全協会 常任理事)
鈴木 政子(静岡県・静岡県女性防火クラブ連絡協議会 会長)
堀川 一成(三重県・伊賀市防火協会 会長)
橋爪總貴知(大阪府・北防火管理者研究会 会長)
家守 捷子(大阪府・西区女性防火クラブ 委員長)
八木 一夫(兵庫県・三田市防火安全協会 会長)
高橋 春海(広島県・福山市東防火協会 会長)

消防庁長官表彰受賞者(団体の部)

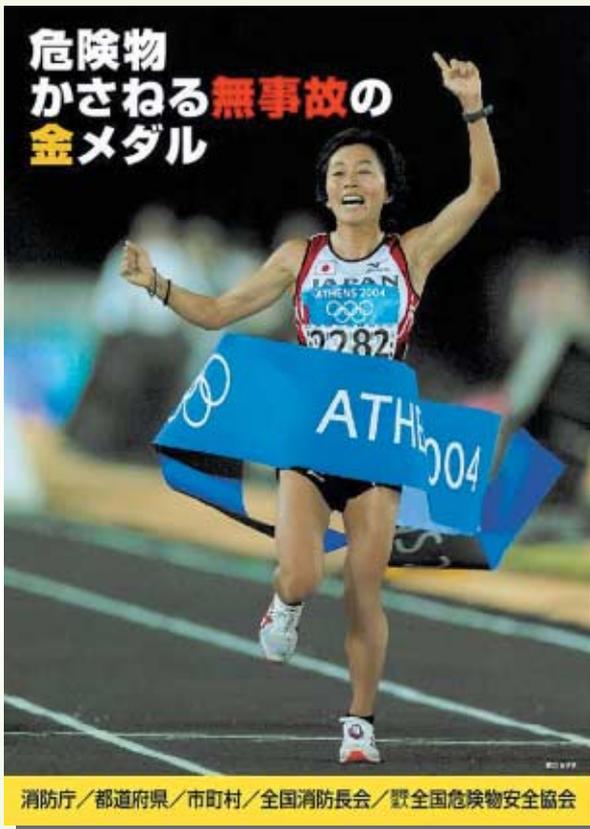
中富良野町女性防火クラブ(北海道)
沢田婦人防火クラブ(青森県)
大船渡市婦人防火クラブ協議会(岩手県)
日本製紙株式会社社勿来工場自衛消防隊(福島県)
栄火災予防協会(神奈川県)
財団法人 横浜市防火協会緑支部(神奈川県)
新湊市婦人防火クラブ連絡協議会(富山県)
上野原市大目婦人消防隊(山梨県)
墨俣町婦人消防クラブ(岐阜県)
久御山町危険物安全協会(京都府)
古河電気工業株式会社金属カンパニー大阪事業所自衛消防隊(兵庫県)
北平野婦人防火クラブ(兵庫県)
金光町女性防火クラブ(岡山県)
秋穂婦人防火クラブ(山口県)
浮羽地区防災協会(福岡県)
立山地区婦人防火クラブ(長崎県)

野口みずきさんに対する消防庁長官感謝状の授与

危険物保安室

平成17年度危険物安全週間（6月5日(日)～11日(土)）に際し、総務省消防庁・（財）全国危険物安全協会はアテネオリンピック女子マラソン金メダリストの野口みずきさんをモデルとした危険物安全週間推進ポスターを作成し、全国のガソリンスタンドなどの危険物を取り扱う施設や都道府県、市町村、消防機関等に約17万枚を配布することにより、全国の危険物施設の保安業務に従事する皆様、国民の皆様に対し、危険物に係る安全思想の普及啓発を実施しました。

この普及啓発活動の実施にあたり多大な貢献をされた野口さんの御協力に感謝し、6月20日に消防庁長官感謝状授与式を挙行し、林 省吾消防庁長官より感謝状を野口さんに授与しました。



平成17年度危険物安全週間推進ポスター



林 省吾消防庁長官から野口みずきさんに感謝状を授与

緊急消防援助隊全国合同訓練を終えて

第3回緊急消防援助隊全国合同訓練 静岡プロジェクト

1 訓練プロジェクト結成

第3回緊急消防援助隊全国合同訓練を静岡県で実施するにあたり、静岡県と静岡県消防長会が共催することとなり、平成16年4月1日県内東部・中部地区消防本部から選抜された職員8名が静岡県消防長会会長の指名を受け、標記訓練プロジェクトが結成されました。当時は、緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練と同中部ブロック合同訓練を平成16年10月23、24日に静岡市及び浜松市において同時開催を予定しており、ブロック合同訓練と全国合同訓練の準備作業を並行して進めていました。

ところが、台風第23号の上陸により、日本各地で大きな被害が発生したため直前に中止となり、参集・部隊運用訓練等の検証ができなく、全国合同訓練を控え困惑したことをつい昨日のように思い出します。関東・中部ブロック合同訓練の残務整理が終了したのは同11月下旬であり、同12月1日付けで新たに県内西部地区消防本部から2名が選抜され、同プロジェクトは10名編成となり体制が強化されました。

なお、我々が本格的に全国合同訓練の計画の策定を始めたのは、まさにこの頃でした。

2 全国合同訓練の早期実施

平成16年4月緊急消防援助隊が法制化されるとともに、同月に緊急消防援助隊発足式が挙行され、消防庁が策定した「東海地震における緊急消防援助隊アクションプラン」の早期検証を図るため、全国合同訓練の開催

時期を発足から1年目を迎えて間もない6月とすることとなりました。そのため、我々は訓練計画が実施日に間に合うのか非常に危惧し、急きょ訓練スケジュールの修正を余儀なくされました。

しかし、今回のプロジェクトメンバーの8割がブロック合同訓練事務経験者で「案ずるより産むが易し」の思いで各自の持ち前の能力を十二分に発揮し、訓練計画をスムーズに策定していくメンバーの力強さを感じたところです。

3 地方都市開催における全国合同訓練の課題と対策

緊急消防援助隊全国合同訓練は、平成7年に第1回、平成12年に第2回と、いずれも東京都で実施したところですが、第3回となる今回は地方で初の開催となりました。我々にとってこのような全国規模の訓練はもちろん初めてであり、非常に困惑しました。特に参集受入体制、調整本



プロジェクトチームでは150分の1スケールのジオラマ(立体模型)を作って、計画の策定、訓練実施部隊との調整作業を進めてきた(写真提供：静岡新聞社)



部運営方法及び部隊運用訓練の進行等未知の領域ばかり、試行錯誤のなか消防庁震災等応急室のご指導をはじめ東京消防庁警防部並びに各政令市消防局主管課のご支援を頂きながら訓練準備を着実にいき、無事、実施することができました。

また、県内訓練支援員の確保ですが、第1回・2回の全国合同訓練の実績から、県下30消防本部の消防職員数4,300人の中から、1,400人の派遣を求めなければなりません。数回に及ぶ県内消防本部連絡調整会等において当該訓練の重要性について理解を求め、その要員の派遣協力を頂くことができました。

4 終わりに

今回の訓練では、「東海地震における緊急消防援助隊アクションプラン」に基づく出動体制及び「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による受援体制について、実働訓練及び図上訓練を通じて総合的に検証が行われました。受援側である県内消防本部においては、各受入計画に基づき県外応援隊の受入及び誘導訓練を実践的に実施し、検証することができました。

「今日起きてても不思議ではない東海地震」といわれている静岡で全国合同訓練を実施できたことは、静岡県民に対して大きな安心感を与えたとともに、我々消防にとっても貴重な経験となりました。

なお、今後の課題として、応援隊に対する情報提供の方法・内容、さらには被災地域への進入路、避難地・避難住民等を考慮した宿営地の選定等について、検討していかねばならないと感じたところです。

最後に、このたび

の訓練が、総務省消防庁、全国消防長会、参加各消防本部及び訓練協力関係機関の皆様のご支援、ご協力により無事終了しましたことを深く感謝申し上げます。

第3回緊急消防援助隊全国合同訓練 静岡プロジェクトチーム

| | | | |
|-----------------------|-------|----|----|
| 静岡市消防防災局 | 消防監 | 小澤 | 一 |
| 静岡市消防防災局 | 消防監 | 杉本 | 康司 |
| 静岡市消防防災局 | 消防司令 | 杉山 | 和彦 |
| 静岡市消防防災局 | 消防司令 | 水野 | 卓也 |
| 静岡市消防防災局 | 消防士長 | 坪井 | 良正 |
| 沼津市消防本部 | 消防司令 | 宮代 | 正一 |
| 浜松市消防本部 | 消防司令補 | 内山 | 征之 |
| 富士市消防本部 | 消防司令補 | 鈴木 | 秀明 |
| 磐田市消防本部 | 消防士長 | 市川 | 龍也 |
| 島田市・北榛原地区衛生消防組合島田消防本部 | 消防士長 | 松浦 | 淳壱 |



全国合同訓練終了後、消防庁職員とともに(反射板ベストを着用しているのが、静岡プロジェクトメンバー)



KAGOSHIMA



鹿児島県 鹿児島市消防局
消防局長 隈元 一

「黎明 鹿児島」

鹿児島市は、薩摩半島のほぼ中央部に位置し、東は波静かに輝く鹿児島湾(通称：錦江湾)を隔てて世界に名高い活火山の桜島を望み、西に薩摩半島の海拔200メートル前後の山並みを、また、南北にそれぞれ開聞岳、霧島連山をはるかに望み年平均気温18度と気候温暖かつ風光明媚な南九州の中核都市であります。



藩政時代は、三州(薩摩、大隅、日向)を統一した島津氏の城下町として発展し、南の玄関として大陸文化やヨーロッパ文化の門戸としての役割を果たすとともに近世においては、我が国における近代産業の発祥の地となるなど、個性ある歴史と文化を築いてきました。また、近代日本の夜明けとも言うべき明治維新において、最大の原動力となった西郷隆盛、大久保利通などの英傑をはじめ、多くの優れた人材を輩出しており、豊かな歴史、文化、伝統に培われた、優秀な人材を育む風土が受け継がれています。



噴煙をあげる桜島

平成16年11月1日に隣接の5町(吉田町、桜島町、喜入町、松元町、郡山町)と合併し、これにより人口は60万

人を超え、市域はこれまでの約2倍にひろがり、5町が育み培ってきた歴史、文化や自然財産を新たな息吹として新しい魅力を持った新生鹿児島市が誕生しました。



南九州最大の秋祭り(おはら祭り)

鹿児島市消防局は、昭和23年に自治体消防として発足し、先の合併により、1本部、3消防署、19分遣隊(出張所のこと)消防職員460名、消防団員1,521名で市民の安心と安全を担っています。

鹿児島の土壌は、その大部分が新世後期の火砕流堆積物からなる雨に弱いシラス台地であり、台風の常襲地でもあります。

平成5年8月6日、鹿児島市北西部を中心に、局地的集中豪雨による広域災害が発生しました。いわゆる8・6鹿児島豪雨災害です。崖崩れや河川等の氾濫により46名の尊い命が奪われる未曾有の大惨事となりました。

この災害を教訓に崖崩壊防止工事や内水対策、消防局は独自の雨量観測システム、防災情報システムを構築するなど、市全局で防災に取り組んでいます。

その他、平成23年度までの第四次鹿児島市総合計画において、消防資機材の整備、住宅防火対策や救急救助体制の充実強化、関係機関等との連携強化、さらに緊急消防援助隊制度を基軸とした広域消防応援体制の充実強化に取り組んでいます。

また、合併に伴う均衡ある消防救急サービスを図るため、平成18年4月の運用開始をめざして合併2町に新たな消防拠点の整備を進めております。

最後に、国民保護法の施行や高度な消防救急救助体制の全国整備など、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。その変化を直視し、住民の安心安全を守るため、職員一丸となって新しい鹿児島市消防局の創造に邁進してまいります。

獨協大学で救命講習を実施

草加市消防本部

草加市消防本部は6月9日と16日の両日、管内の獨協大学外国語学部言語文化学科の必須科目「ボランティア論」の授業において普通救命講習を行いました。当日は、救急救命士23名が指導にあたり、学生150名が受講しました。同大学の青柳多恵子エクステンションセンター長は「被災地でボランティア活動を行うとき、救急救命の知識は必須であるので、今後も消防署の協力を得て毎年実施したい」と意欲的に話し、訪れた行政と大学の連携を推進している木下博信市長も学生達を激励しました。



普通救命講習の様子

献血に一役

市川市消防局

市川市消防局は6月14日と15日の両日、千葉県赤十字血液センターからの依頼による「全血献血」に協力しました。消防局では、救急医療の一翼を担う立場から、昭和63年に献血協力団体として登録し、これまでも「成分献血」や「全血献血」を始めとし、「救急広場」などのイベントを通し積極的に献血事業に協力してきました。年3回実施している献血協力も、今回で54回目となり、慢性的な血液不足といわれている中で、今後も職員一人ひとりが献血の趣旨を理解し、積極的に協力していきます。



献血バス車内で献血中の職員

消防通信

望

楼

ぼうろう

水難救助特別訓練を実施

敦賀美方消防組合消防本部

敦賀美方消防組合消防本部は6月27日、敦賀港において水難救助特別訓練を実施しました。当組合では、平成14年度から水難救助隊員の養成と潜水器具等の整備を図り、17年4月1日からは、潜水隊員15名、潜水器具15基、船外機付救命ボート2艇等を整備して水難救助活動を開始しました。訓練では「航行中の2人乗りボートが転覆し、1名は海中に沈み、1名は海上に浮かんで救助を待っている」との想定で、海上保安部巡視船との連携の下、消防潜水隊が救助活動を実施し、訓練の成果を披露しました。



訓練の成果を発揮する潜水隊員

花の日に併せて消防署を訪問

八女消防本部

八女消防本部は6月7日、八女市内のさかえ幼稚園から「花の日」の訪問を受けました。当日は、さくら組(3歳児)のかわいい園児9名が、各自の家から持ち寄った花束を持ち、元気な声で「いつも私たちを守ってくれてありがとうございます」とあいさつし、感謝の気持ちを込めて花束を渡してくれました。その後、お礼に消防車の体験乗車を実施すると、園児たちは大喜びしていました。「花の日」の訪問は、同園が毎年6月7日に警察署・郵便局・消防署を対象に感謝の気持ちを花に込めて行っています。



署員と一緒に記念撮影

消防 大学 校 だより



■ 模擬家屋を用いた火災調査実習

火災調査科第9期では、より実戦的な火災調査を行うため、模擬家屋計4棟を消防研究所大規模火災実験棟を

借用して燃焼させ、これを用いて火災調査の実習を行いました。



■ 救助科第52期成績優秀者

救助科第52期成績優秀者は、川口市消防本部(埼玉県)・小池浩之、飯田広域消防本部(長野県)・桐山享大、愛知県消防学校(愛知県)・福士貴治、豊田市消防本部

(愛知県)・小村 匡、宗像地区消防本部(福岡県)・寺嶋裕二の各氏でした。

小規模雑居ビル等の防火安全対策の徹底

防火安全室

平成13年9月の新宿区歌舞伎町の雑居ビル火災（44人死亡）を契機に、平成14年に消防法令を大幅に改正し、違反是正及び防火管理の徹底に取り組んだところ、

小規模雑居ビルの消防法令違反率
 （平成13年10月末 約92%）
 平成16年12月末 約31%

と、一定の成果は見られますが、未だ十分とは言えない状況にあり、引き続き取り組みを行っていく必要があります。

1 危機管理意識を高めましょう

もし、あなたの所有するビルで、避難経路となる廊下や階段等に物品が放置されていて、通行の妨げになっていた場合、「ちょっとの間だけだから」とか、「このぐらいなら人も通れるから」と軽い気持ちで違反状態を見過ごしていませんか。こういったところから、あなたのビルの防火安全体制が崩れて、ひとたび火災が発生したときに、大惨事となるのです。

また、火災発生の危険性についても、放火及び放火の疑いが出火原因の第1位であることを考えると、歌舞伎町雑居ビル火災は決して他人事ではありません。防火対象物の防火安全性は、自己の責任で守ることが基本です。

防火・防災に関する危機管理意識を高めて、やるべき事・守るべき事をしっかり行いましょう。

2 避難等訓練マニュアルを活用しましょう

（小規模ビル避難等訓練マニュアル：避難訓練用）



いざという時に、適切に避難や初期消火等ができるかどうかは、日頃からの訓練がしっかりできているかどうかにかかってきます。

消防庁では、消火、通報、避難のそれぞれの訓練について分かりやすくまとめた「小規模ビル避難等訓練マニュアル」を作成し、各都道府県を通じて各消防本部又は消防署に配布していますので、関係者の皆さんに広く活用していただきたいと思います。

マニュアルに関する質問等は、お近くの消防本部又は消防署にお問い合わせください。

3 防火セーフティマークを活用しましょう

不特定多数の人が利用するなどの一定の防火対象物については、資格者による点検報告が義務付けられていますが、点検の結果、法令の基準に適合しているものや、継続して消防法令を遵守しているものとして消防機関から認定されているものは、その旨を表示（防火セーフティマーク）することができます。

防火管理をしっかりと行い、これらの表示をすることなどにより、あなたのビルに訪れる人々に安心して利用していただけるように努めましょう。

防火セーフティマーク



4 自動火災報知設備等を設置しましょう

歌舞伎町雑居ビル火災があった建物のような直通階段が1つであるなどの一定の防火対象物について、防火安全性を高めるため、消防法施行令が改正され、以前から建築されていたビルであっても、平成17年10月1日までに自動火災報知設備等を設置することが義務付けられました。

まだ、設置をされていない方は、早急に設置計画をつくるなどして、自動火災報知設備等を設置しましょう。

設置についての質問等は、お近くの消防本部又は消防署にお問い合わせください。

「救急の日」及び「救急医療週間」の実施

救急救助課

1 はじめに

「救急の日」及び「救急医療週間」は、昭和57年に救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識の高揚を図るために設けられました。以来、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間（日曜日から土曜日まで）を「救急医療週間」と定めています。今年も9月4日から9月10日までを救急医療週間とし、全国各地において消防庁、厚生労働省、都道府県、市町村、全国消防長会、日本医師会、日本救急医学会、その他関係機関の協力により、その趣旨にあわせた行事が行われます。

2 「救急の日」および「救急医療週間」実施の重点事項

具体的な実施事項については、各都道府県において関係各機関が協議のうえ定めるものとしていますが、その実施にあたっては次の事項に重点を置くものとしています。

- (1) 救急法の普及啓発
- (2) 救急医療システム及び救急搬送システムの紹介と適正な利用方法の普及啓発
- (3) 救急医療関係者、救急隊員等の表彰及び研修

3 期間中に行う主な行事

- (1) 救急功労者表彰

9月9日の「救急の日」にあわせて、救急業務の推

進に貢献のあった個人または団体に対し、消防庁長官が表彰を行います。

- (2) 「救急の日2005」

消防庁、厚生労働省、(財)日本救急医療財団の共催により9月8日から10日までの3日間、JR東京駅・丸の内北口ドームにおいて「救急の日2005」を行います。

この行事は救急医療・救急業務に携わる医療関係者、救急隊員の活動を広報し、救急医療・救急業務に対する国民の理解と認識を深めることを目的としており、救急隊による救急救命処置の実演や、AED（自動体外式除細動器）の使用を含む心肺蘇生法を中心とした応急手当の実演や実技指導、パネルを使用して救急医療システムや救急搬送システムの紹介などを行います。

4 おわりに

今年度も全国各地で種々の行事が行われますが、この機会を通じて応急手当の重要性が国民に再認識され、救急業務に対する理解が深められますよう、各自治体等においても応急手当の普及啓発活動などが積極的に展開されることを期待します。



平成16年度「救急の日2004」の様相

消防庁の放射性物質災害対策

特殊災害室

消防庁の放射性物質災害対策の概要

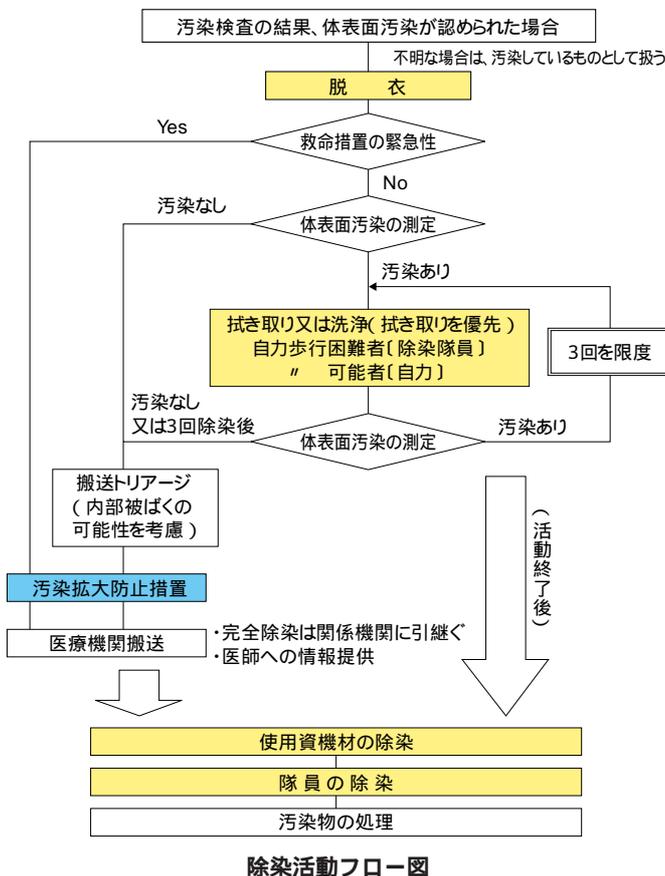
消防庁では、平成11年9月30日に発生したJCOウラン加工工場臨界事故において、現場で作業していた職員を救助するために進入した消防職員が被ばくしたことを踏まえ、放射性物質災害対策の充実強化を図ってきたところです。

最近実施している対策の内容について以下に説明します。

1. 「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」、「原子力施設等における除染等消防活動要領」等の作成

平成13年3月に取りまとめた「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」では、原子力施設等に関する基礎的知識、活動要領、標準的な資機材を紹介するとともに、一回の活動での放射線量100mSv(0.1Sv)を消防活動上の被ばく限度とする考え方や、禁水物質である六フッ化ウランなど放射性物質の特性、災害発生時の搬送先医療機関の連絡先などを示しています。

また、平成17年3月に取りまとめた「原子力施設等における除染等消防活動要領」では、除染活動をフローチャートにより手順を示した上で具体的な除染、養生などの方法を示しています。



除染活動フロー図

これらのマニュアル等を消防活動においてすぐに役立つようハンドブックの形に取りまとめ、全消防本部に配布しています。

*胸部エックス線検診1回の放射線量は50μSv、一般公衆の年間線量限度は1mSv(1,000μSv)とされている。

2. 放射性物質災害対策用資機材の配備、原子力総合防災訓練への参加など

放射性物質災害に対応するため、必要な資機材については消防防災施設等整備費補助のメニューとして位置づけ、1/2の補助の対象としています。さらに教育訓練の充実強化のため、大都市周辺の消防学校等における資機材の配置を図っています。



(写真提供：八幡浜地区消防本部)

傷病者・隊員等の汚染拡大防止措置(例)

また、災害発生時に着実に対応できるよう、原子力総合防災訓練など原子力施設、関係機関等の連携した訓練への積極的参加、各種講習会への参加促進、関係機関との定期的な情報交換などを行っています。

今後の展望

JCOの事故後も平成13年11月7日浜岡原子力発電所における配管破断、平成16年8月9日美浜原子力発電所における蒸気漏れ等、原子力施設等においてはしばしば災害が発生しています。また、9.11NYWTCテロ以降、放射性物質を使ったテロなども懸念されており、放射性物質災害への備えは欠かせません。

今後、消防庁では、原子力施設等に設置されたオフサイトセンターを災害対応時に有効に活用する方策の検討や、放射性物質災害対策用教育訓練資機材の充実、大規模な放射性物質災害にも対応する緊急消防援助隊の充実強化などを進める方針です。



東京消防庁NBC訓練

消防防災機器の開発等及び 消防防災科学論文募集要領

消防研究所

1. 趣旨

消防科学・技術の高度化と消防防災活動の活性化に寄与することを目的として、優秀な消防防災機器の開発・改良及び消防防災科学に関する論文を消防庁長官が表彰する制度です。

2. 主催

総務省消防庁・独立行政法人 消防研究所

3. 募集の範囲

(1) 消防防災機器の開発・改良

消防防災活動において活用するために創意工夫された機器等だけでなく、特許・実用新案などの権利のある発明も含まれます。

(2) 消防防災科学に関する論文

消防防災活動における問題点を技術的な観点から解決あるいは考察した内容で、消防防災分野で活用が期待できるものとします。

4. 応募者の区分

応募者の区分は、次のとおりです。

- (1) 消防吏員もしくは消防団員、又はそれらのグループ（消防防災に係わる職員を含む。）
- (2) (1)以外の個人もしくはグループ

5. 応募作品

(1) 「消防防災機器の開発・改良」の場合

・新規に開発・改良されたもの。（ただし、市販化しているものは、平成12年4月1日以降のものに限る。）

(2) 「消防防災科学に関する論文」の場合

・新規に著されたもの。（ただし、雑誌等に掲載されたものは、当該雑誌等の発行が平成14年4月1日以降のものに限る。）

なお、(1)及び(2)ともに、過去に応募したものと同一の作品あるいは他機関の表彰等への重複応募

作品は対象外とします。また、応募作品は返却しません。

6. 応募の様式

所定の様式により、日本語で作成したものとします。

7. 表彰及び賞

- (1) 表彰状及び副賞を授与します。
- (2) 表彰作品の点数は次のとおりです。

優秀賞

| | |
|--------------|-------|
| 消防防災機器の開発・改良 | 10点以内 |
| 消防防災科学に関する論文 | 10点以内 |

奨励賞

| | |
|----------------------------|------|
| 消防防災機器の開発・改良及び消防防災科学に関する論文 | 2点以内 |
|----------------------------|------|

8. 作品の評価のポイント

技術的、学術的な創意、工夫を有するもの、先見性を有するものを積極的に評価します。

9. 表彰者の発表

平成18年2月中に表彰者を決定し、発表します。なお、表彰者には直接その旨を通知します。

表彰作品は消防研究所の機関誌「消研輯報」及び消防研究所ホームページに掲載します。

10. 応募の方法

下記あて先に郵送または電子メールにて送付のこととします。

11. 受付締切日

平成17年10月11日(火) 当日消印有効(郵送の場合)

12. あて先及び問い合わせ先

独立行政法人 消防研究所 研究企画部

〒181 - 8633 東京都三鷹市中原3丁目14番1号

電話 0422 - 44 - 8331 (代表) FAX 0422 - 44 - 8440

消防研究所ホームページ <http://www.fri.go.jp>
メールアドレス hyosho@fri.go.jp

6月の主な通知

| 発番号 | 日付 | あて先 | 発信者 | 標 題 |
|----------------------|-------------|---------------------------------|----------------------|---|
| 消防予第118号 消防安第119号 | 平成17年 6月 1日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁予防課長 消防庁防火安全室長 | 放射線障害防止法の一部改正に伴うイオン化式感知器等の廃棄等における留意事項について |
| 消防危第101号 | 平成17年 6月 1日 | 各都道府県消防主管部長 | 消防庁危険物保安室長 | 平成16年中の危険物に係る事故の概要について |
| 消防消第127号 | 平成17年 6月13日 | 各都道府県知事 | 消防庁長官 | 消防防災施設整備費補助金交付要綱及び消防防災設備整備費補助金交付要綱の一部改正について |
| 消防消第128号 | 平成17年 6月13日 | 各都道府県消防防災主管部長 各指定都市消防長 | 消防庁消防課長 | 防災基盤整備事業取扱要領の一部改正について |
| 消防安第124号 | 平成17年 6月22日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・指定都市消防長 | 消防庁防火安全室長 | 加熱を伴う業務用生ごみ処理機における安全対策指針を踏まえた防火安全対策の徹底について |
| 消防総第276号 | 平成17年 6月24日 | 各都道府県消防防災主管部長 | 消防庁総務課長 | 第8回全国消防広報コンクールの実施について |
| 消防安第129号 | 平成17年 6月29日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁防火安全室長 | 平成17年(1月～3月)における住宅火災による死者数の急増を踏まえた緊急的な住宅防火対策の実施について |
| 消防災第138号 | 平成17年 6月29日 | 各都道府県消防防災主管部長 | 消防庁防災課長 | 公共施設等の耐震化の推進について |

消防庁人事

平成17年6月22日付

| 氏名 | 新 | 旧 |
|-------|------------|----------|
| 吉田 敏治 | 併任 消防大学校教授 | 総務省大臣官房付 |

平成17年6月30日付

| 氏名 | 新 | 旧 |
|-------|---------------------|-----------------|
| 土田 康博 | 出向(総務省大臣官房秘書課主査へ) | 消防課財政係長 |
| 長尾 一郎 | 辞職 京都市消防局安全救急部担当部長へ | 救急救助課理事官 |
| 沖本 良則 | 辞職 広島市消防局職員課へ | 消防大学校調査研究部長併任教授 |

平成17年7月1日付

| 氏名 | 新 | 旧 |
|--------|--|-----------------------------------|
| 羽白 淳 | 総務課課長補佐 | 総務省大臣官房秘書課課長補佐 |
| 山口 最文 | 出向(総務省統計局統計基準部統計企画課課長補佐へ) 併任解除 総務課国民保護運用室課長補佐 | 総務課国民保護室課長補佐 併任 総務課国民保護運用室課長補佐 |
| 坂越 健一 | 総務課国民保護室課長補佐 併任 総務課国民保護運用室課長補佐 | 総務省大臣官房秘書課課長補佐 |
| 小此木 哲也 | 命 消防課財政係長事務取扱 | 消防課主幹 |
| 中地 弘幸 | 併任 救急救助課課長補佐 | 救急救助課航空専門官 |
| 北山 潔 | 消防大学校調査研究部長 併任 教授 | 広島市消防局東消防署警防課主幹 |

平成17年7月14日付

| 氏名 | 新 | 旧 |
|--------|--------------------|--|
| 小此木 哲也 | 免 消防課財政係長事務取扱 | 消防課主幹・消防課財政係長事務取扱 |
| 瀨田 裕正 | 消防課財政係長 | 防災課特殊災害室企画係長 |
| 菊地 芳和 | 命 防災課特殊災害室企画係長事務取扱 | 防災課主幹 併任 防災課防災情報室主幹 併任 防災課震災等応急室主幹 併任 防災課特殊災害室主幹 |

平成17年7月16日付

| 氏名 | 新 | 旧 |
|-------|---------------------------------------|--|
| 松野 秀生 | 出向(国土交通省住宅局住宅資金管理官付課長補佐へ) 併任解除 | 予防課国際規格対策官 併任 予防課課長補佐 併任 予防課防火安全室課長補佐 |
| 楠田 勝彦 | 予防課国際規格対策官 併任 予防課課長補佐 併任 予防課防火安全室課長補佐 | 国土交通省住宅局建築指導課付 |

広報テーマ

| 8 月 | 9 月 |
|--|--|
| 防災訓練への参加の呼びかけ 住民参加による防災まちづくりの推進 事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼びかけ 火遊び・花火による火災の防止 外出先での地震の対処 | 小規模雑居ビルの防火安全対策の徹底 9月9日は救急の日 原子力防災の取り組み等への理解の推進 |
| 震災等応急室 防災課 消防課 予防課 防災課 | 防火安全室 救急救助課 特殊災害室 |

編集発行 / 消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 2 (〒100 - 8927)
電 話 03 - 5253 - 5111
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。

編集協力 / ㈱近代消防社